

次のとおり公募に付する。

令和 7 年 9 月 16 日
岩手県知事 達増 拓也

1 公募に付する事項

「健康的な食事サポート環境整備事業」業務委託一式

2 応募要件に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者ではないこと。
- (5) 岩手県県税条例（昭和 29 年条例第 22 号）第 3 条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (6) 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (7) 地域住民や食品関連事業者、行政との連携が不可欠であることから、地域の栄養改善の拠点として、現に岩手県内で栄養ケア・ステーション機能を有していること。
- (8) 協力事業者に対して栄養や食品衛生に関するきめ細やかな相談指導に対応できるよう、常に複数の管理栄養士が確保されていること。

3 業務の仕様書

別紙仕様書のとおり

4 参加意思確認書の提出期限等

- (1) 提出期限
令和7年9月25日（木）17時15分必着
- (2) 提出場所
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県保健福祉部健康国保課健康予防担当 担当 小野・坂下
- (3) 提出方法
直接持参又は郵送
- (4) 参加意思確認書
別紙様式のとおり

5 契約予定人の選定方法

要件を満たす応募者が1者のときは、契約予定人として決定する。

6 応募要件の無効

要件を満たさない者及びその他公募の条件に違反した者の参加意思確認書は無効とする。

7 見積合せ予定日

上記4(1)に規定する提出期限の後に、応募者に対して通知等により別途指定する。

8 その他

- (1) 要件を満たす応募者が複数存在するときは、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争へ移行する。
なお、要件を満たす応募者は、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争の参加者とすることができる。
- (2) 次のいずれかの場合、契約候補者と個別に交渉し、契約予定人とすることができる。
 - ア 応募者に要件を満たす者がいないとき
 - イ 応募者がいないとき